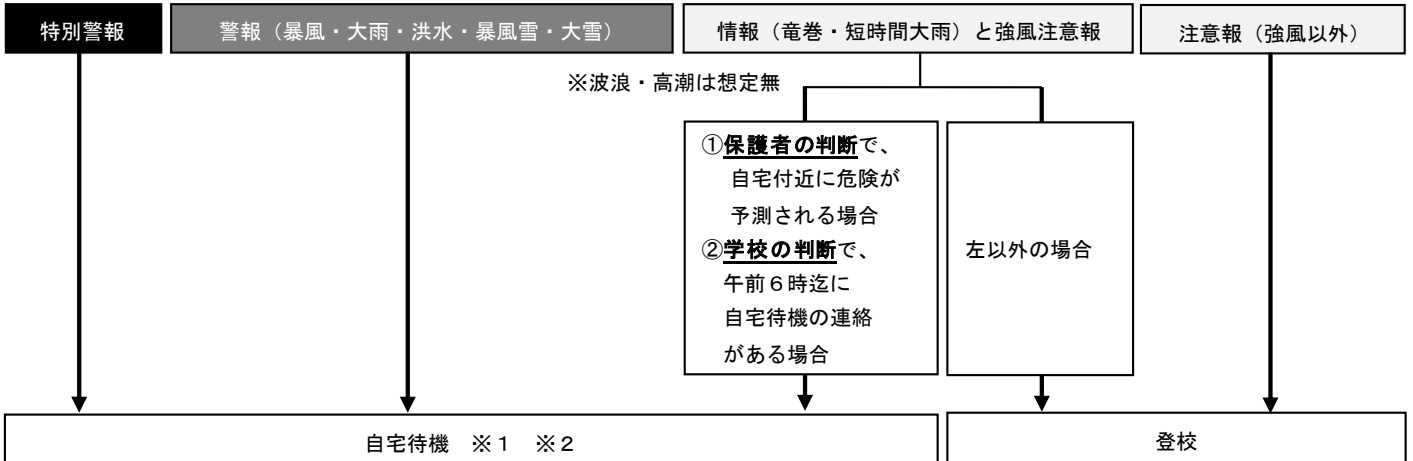


気象警報等に関する緊急時の対応

気象警報等への対応を次の通りとします。

■ 登校前

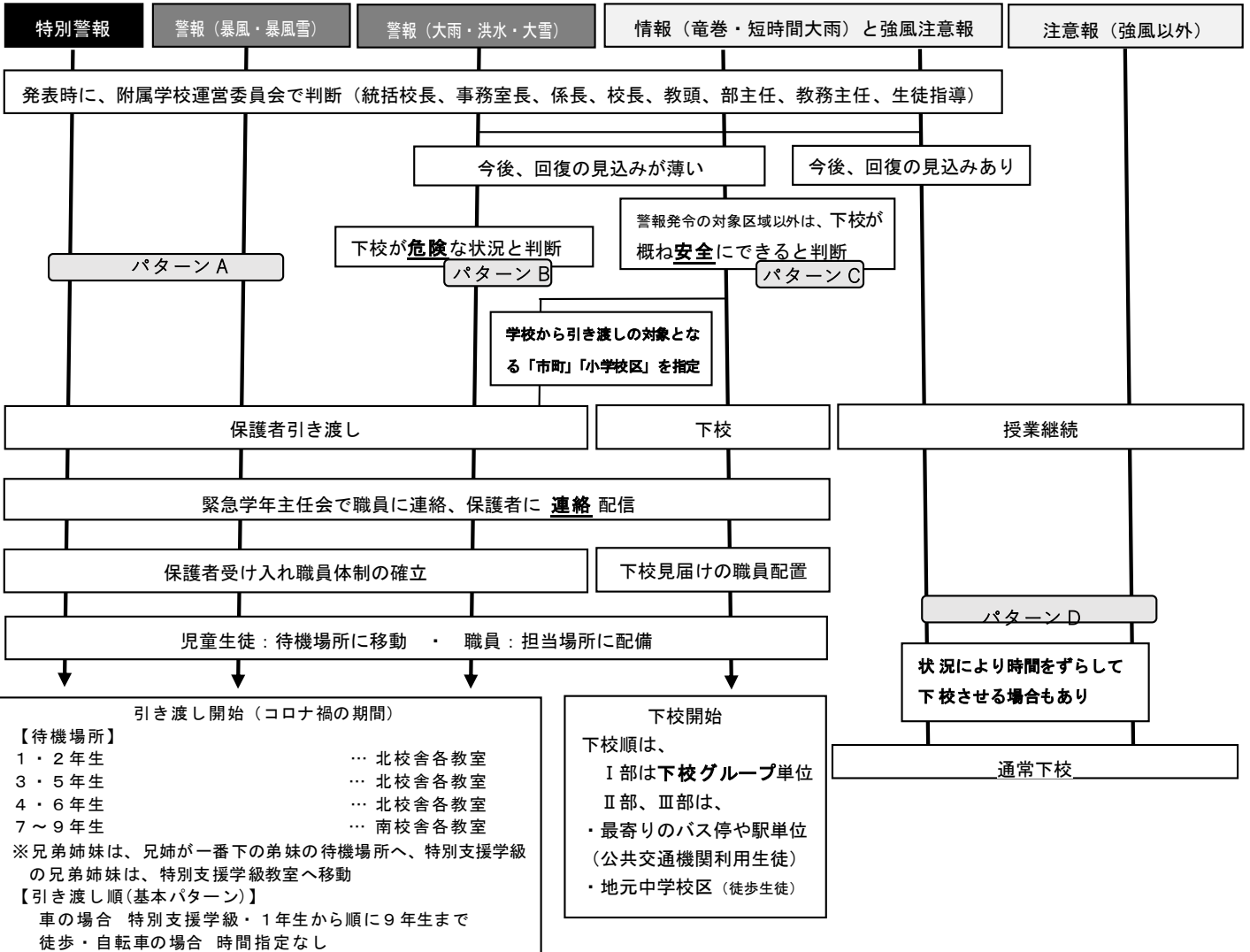


※1 自宅待機の場合、原則解除後2時間後に授業開始予定です。ただし、午前10時を過ぎた場合は休校とします。

※2 岐阜市で警報が発令されている場合は、本校のすべての児童生徒に※1を適用します。

また、本校児童生徒が居住する校区（羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡）の市町で警報が発令されている場合には、市町単位で児童生徒に※1を適用することを原則とします。

■ 登校後



引き渡し開始（コロナ禍の期間）

【待機場所】

1・2年生	… 北校舎各教室
3・5年生	… 北校舎各教室
4・6年生	… 北校舎各教室
7～9年生	… 南校舎各教室

※兄弟姉妹は、兄弟が一番下の弟妹の待機場所へ、特別支援学級の兄弟姉妹は、特別支援学級教室へ移動

【引き渡し順（基本パターン）】

車の場合 特別支援学級・1年生から順に9年生まで
 徒歩・自転車の場合 時間指定なし

下校開始

下校順は、

I部は下校グループ単位
 II部、III部は、
 ・最寄りのバス停や駅単位
 （公共交通機関利用生徒）
 ・地元中学校区（徒歩生徒）

パターンD

状況により時間をずらして
 下校させる場合もあり

通常下校

□登校後に気象警報（注意報も含む）が発令された場合の、学校と保護者の連携及び対応

学校 は、どのパターンで対応するかをスマート連絡帳により連絡を配信する。

→ パターンA・Bの場合は、引き渡しの時刻及び留意事項等を連絡

→ パターンCの場合は、引き渡しを指定する市町及び区域（小学校区）、留意事項等を連絡

※ 気象庁が発表する気象情報：「危険度分布」を参照し、赤（警戒）以上が含まれる区域（小学校区）を指定することを基本とします。（流動的ではあるが、ある時間の状況をもとに判断）

→ パターンDの場合は、下校の時間の変更等について連絡

保護者 は、連絡を受けて、各パターンに沿った対応をする。

→ パターンA・Bの場合は、引き渡しの準備・対応

→ パターンCの場合で（スマート連絡帳で）引き渡しの指定があった場合、引き渡しの準備・対応



※ 必ず、引き渡し時刻をフォームで返信してください。

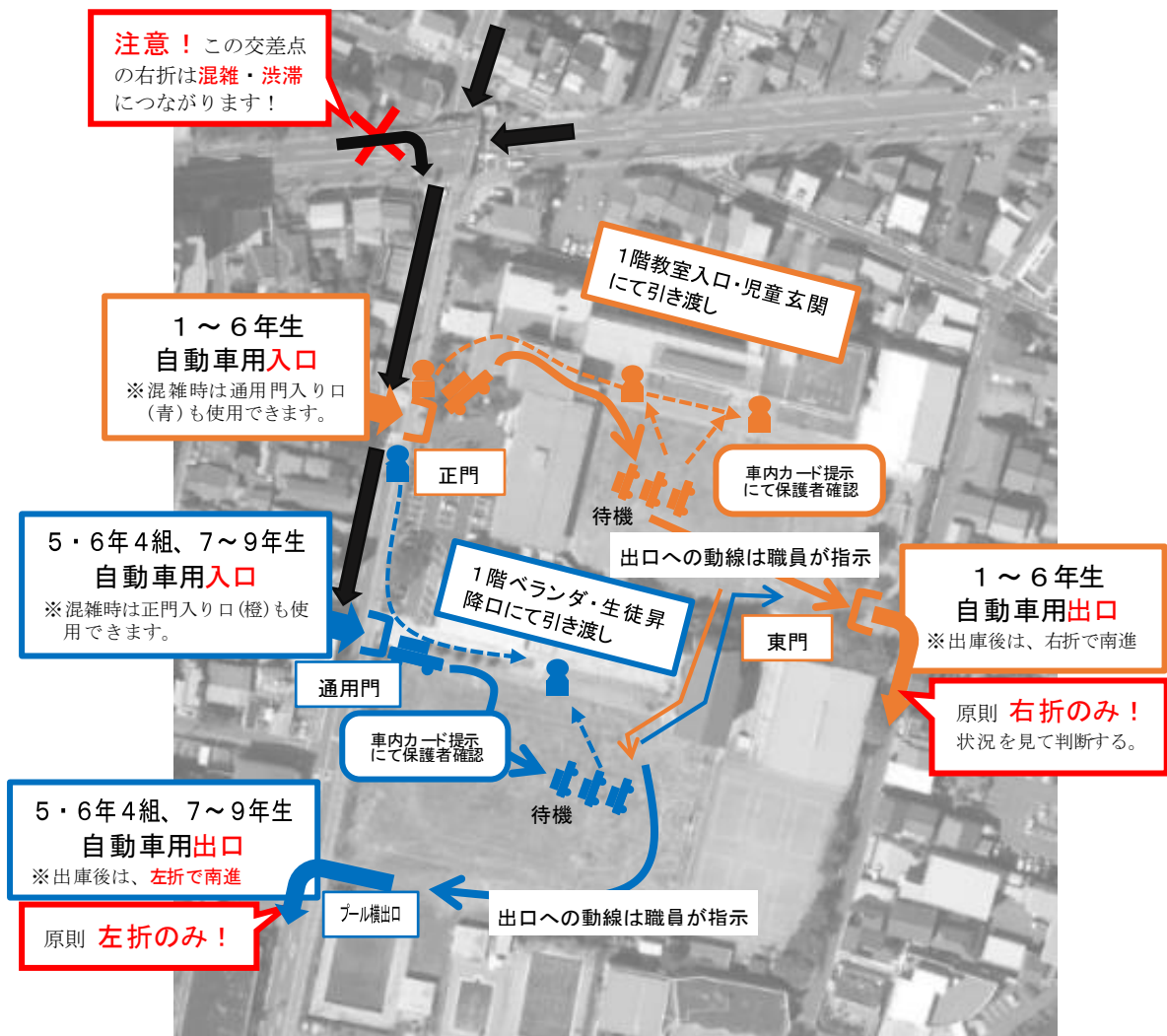
※ 引き取りの登録がされている保護者に、学校より「引き渡し確認証」を配付します。引き取り時には、車内の見えやすい場所に確認証を置き、職員に提示してください。確認証は、校舎1階教室入口、児童生徒昇降口までお持ちください。

※ 「危険度」の程度に関わらず、迎えによる下校が安全とご家庭で判断された場合も、その意向をフォーム+で返信してください。

【緊急時 児童生徒引き渡しの場合における自家用車・徒歩の動き】

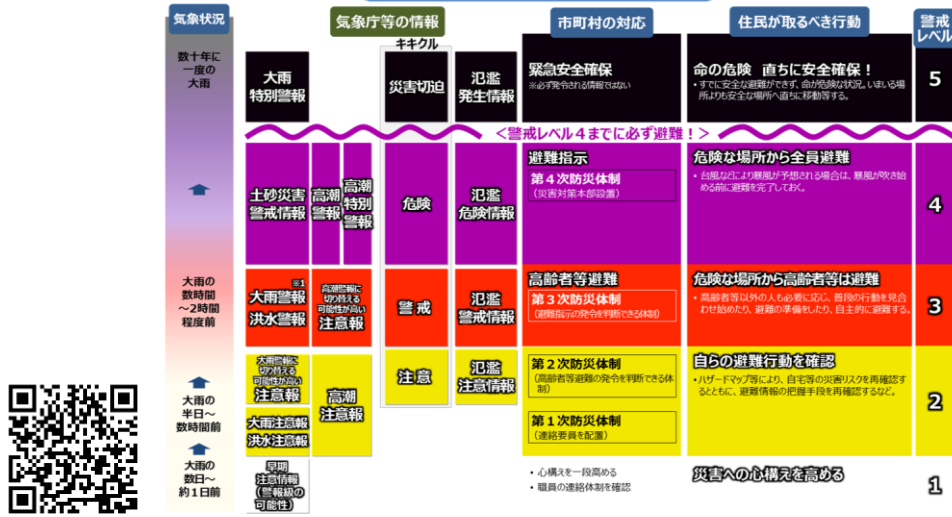
1～6年生・・・  

5・6年4組、7～9年生・・・  



※ 引き渡しは、加納小学校等においても並行して実施される場合が十分想定されます。

5段階の警戒レベルと防災気象情報



【引用資料URL】 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/newstage.html>

大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:5/colordepth:normal/elements:land/lat:35.173808/lon:135.131836>



色が持つ意味	状況	住民等の行動の例 ^{※1}	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難が済んで危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保 ^{※2}	5相当
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				
危険	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。	土砂災害警戒区域等の外へ避難する。	避難指示	4相当
警戒	土砂災害への警戒が必要な状況。	高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難する。 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意	土砂災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報です。常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを把握することができます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#lat:35.173808/lon:135.131836/zoom:5/colordepth:normal/elements:inund>



色が持つ意味	状況	住民等の行動の例 ^{※1-2}	想定される周囲の状況例
災害切迫	重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難が済んで危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！	重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
危険	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 安全な場所へ避難する。 ^{※3}	道路が一面水とし、側溝やマンホールの場所が分らなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
警戒	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 高齢者等は安全な場所へ避難する。 ^{※4} 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	側溝や下水が流れ、道路が冠水してもおそれない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
注意	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	周囲より低い場所で側溝や下水が流れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

洪水警報の危険度分布

大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものです。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができます。

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/floodmesh.html#zoom:5/lat:35.173808/lon:138.999023/colordepth:normal/elements:flood>



色が持つ意味	状況	住民等の行動の例 ^{※1-2}	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル
災害切迫	重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。	(立退き避難が済んで危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保！	緊急安全確保 ^{※5}	5相当
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				
危険	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 安全な場所へ避難する。 ^{※3}	避難指示	4相当
警戒	洪水災害への警戒が必要な状況。	水位が一定の水位を超えている場合には、 高齢者等は安全な場所へ避難する。 ^{※4} 高齢者等以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自ら避難の判断をする。	高齢者等避難	3相当
注意	洪水災害への注意が必要な状況。	ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	2相当
今後の情報等に留意	—	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	—	—

※1 洪水警報は、河川管理者から洪水危険情報が発令された場合に速やかに避難行動をとる。
 ※2 洪水警報は、河川管理者から洪水危険情報が発令された場合に速やかに避難行動をとる。
 ※3 洪水警報は、河川管理者から洪水危険情報が発令された場合に速やかに避難行動をとる。
 ※4 洪水警報は、河川管理者から洪水危険情報が発令された場合に速やかに避難行動をとる。
 ※5 緊急安全確保は、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

【引用資料URL】 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/riskmap.html>

令和5年4月24日

保護者様

岐阜大学教育学部附属小中学校

統括校長 丸山 早苗

引き渡し確認証について（お願い）

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

見出しにつきまして、気象警報等により下校の方法が引き渡しとなる場合、円滑な実施を目的に、「引き渡し確認証」（以下「確認証」）を活用します。

つきましては、下記をご確認いただき、準備をお願いします。

なお、引き渡しの手順は、本校ホームページ「緊急時の対応について」に掲載の「気象警報等に関する緊急時の対応」をご確認ください。

記

○確認証の作成について

※北舎に在籍のご家庭にはオレンジ色、南舎に在籍のご家庭には青色を使用し、来校の際の目印にします。別紙の作成要領を確認の上、配布された用紙（1家族4枚）で作成ください。

○作成要領

【イメージ図】

岐阜大学教育学部附属小中学校

引き渡し確認証（○年用）

1 - 5

ふぞく はなこ

5 - 5 たらう、8 - 5 じろう

引き取り者名 附属 一子 (続柄：母)

1. 学年、組、氏名（ひらがな）を、黒色のペンで大きく書く。
2. 本校に2人以上在籍の場合は、一番下のお子さんの指名を書く。
3. 他に在籍しているお子さんの氏名を書く。

※通常学級と特別支援学級の両方に在籍がある場合は、特別支援学級のお子さんの氏名を記入する。

4. 児童生徒調査票「緊急の場合の連絡先」①～④に記載の引き取り者名を書く。

※緊急の場合の連絡先を変更する場合は、担任に申し出て、児童生徒調査票の修正をお願いします。

5. 引き取り者の人数に応じて必要な枚数分を作成する。